

第18回村山デエダラまつり 出店者募集要項

(令和8年7月27日総務部会(飲食・展示担当)決定)

1 村山デエダラまつりの目的

活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指し、わがまちの伝統、文化、自然などの素晴らしさを再認識し、市民と市が一体となってまち全体を盛り上げ、その活性化と観光の振興を図ることを目的とする。

2 出店日時

令和8年11月14日(土) 午前9時30分～午後8時

15日(日) 午前9時30分～午後4時

※ 2日間両日とも出店すること。なお、完売等により飲食物等の提供ができなくなった場合は、本部へその旨を伝えること。

3 出店場所

村山デエダラまつり会場の所定区画内

4 出店者の資格

- (1) 村山デエダラまつりの開催目的に賛同し、開催当日に出店を行う者(名義貸し、ダミー厳禁)
- (2) 暴力団員等による営業行為(営業従事者も含む)又は露天商ではない者
- (3) 実行委員会、保健所、警察署及び消防署の指示に確実に従える者
- (4) 市内団体又は市内事業者として申込みを行う場合は、市内での活動内容及び活動拠点を申告できる者
- (5) 応募多数の場合は、次の順位により選定する。
 - ア 市内で活動する公益的な市民活動団体、市内で事業を営む事業者又は市内在住の個人
 - イ 市外で事業を営む事業者又は市外在住の個人
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、出店決定後であっても出店資格を取消すことがある。
 - ア 申込内容に虚偽があった場合
 - イ 名義貸しその他不正な申込みが判明した場合
 - ウ 申込者と開催当日の出店者が異なる場合
 - エ 実行委員会の指示に従わない場合

5 出店可能な内容

- (1) 飲食販売コーナー

ア 煮物、焼物、蒸し物、菓子、飲物等のうち、保健所が定めた飲食行為として取り扱うことのできる食品を1品目までとする。ただし、保健所の規定に基づき、取扱品目毎に区画内を完全に区切る場合は2品目まで可能とする。

イ 保健所が定めている臨時出店の規定を厳守すること。

(2) 移動販売車コーナー

営業許可の範囲内において、販売品目数を制限しないものとする。

(3) 展示即売・PRコーナー

衣料品、工業製品、各種生活用品、玩具類、教材等の販売及び商品の展示販売、PR活動とする。ただし、玩具類の中でもビービー弾のような、遊び方により来場者に危険が及ぶ商品や会場内のゴミとして残りやすい商品についての販売及び政治的、宗教的な活動（政治的、宗教的と受け取られる活動も含む。）を規制する。

なお、PR内容としては、行政機関をはじめ公益的、公共的な団体の活動紹介や展示等とし、募金活動や寄附の受付は対象外とする。

6 募集期間

令和8年8月3日（月）～8月31日（月）

7 募集店舗数

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 飲食販売コーナー | 50店 |
| (2) 移動販売車コーナー | 15台 |
| (3) 展示即売・PRコーナー | 26店 |
| (4) 行政機関等の活動PRコーナー | 34店 |

※ (3)(4)は合わせて60店程度

8 出店料及び美化協力費

- (1) 2日間の出店料等（美化協力費7,000円を含む。）

出店区分		市内出店者	市外出店者	減額対象者
ア	飲食販売	55,000円	65,000円	12,000円 ※対象者は(2)に定める団体
イ	移動販売車			
ウ	展示即売・PR	50,000円	60,000円	
エ	行政機関	7,000円		

※ ア及びイは、飲食品類を販売し、一定の収益を得る出店者

※ ウは、企業・商店等の製品類の宣伝及び販売をする出店者

※ エは、公共的団体等の活動紹介をする出店者

- (2) 以下に該当する場合には、実行委員会で協議の上、出店料を減額又は免除することがある。

ア 公益的・公共的団体で、展示・PR・チラシの配布等に係る出店者

イ 行政機関の出店者（姉妹都市を含む。）

ウ 販売を伴う出店者のうち、社会福祉の向上に資する活動など公共性が認められると実行委員会が判断した団体

エ その他実行委員会が特に認めた出店者

(3) 出店料等の納付

出店料等は、飲食販売、展示即売・PR出店者ともに、出店内定通知後、実行委員会が指定する口座へ9月24日（木）正午までに振り込むこと。なお、振込手数料は出店者側で負担すること。期日までに振り込みが確認できなかった場合は出店内定を取り消すものとする。

なお、雨天その他の理由で出店の目的を達することができなかった場合、出店料等は返金しない。また、申込みに際して提供された添付資料についても返却しない。

9 出店申込及び出店内定者の決定

- (1) 出店希望者は、募集期間内に専用フォームから申し込みを行うこと。

フォーム URL	フォーム QR コード
https://logoform.jp/form/tJJz/1509393	

※ 全出店者、責任者の顔写真を添付すること。

※ 飲食物を販売又は無料配布する出店者は、「行事における臨時出店届」（以下「臨時出店届」という。）を出品品目ごとに添付すること。（出品品目ごとに担当者が必要となる。）

※ 移動販売車による申し込みは、営業許可書の写し及び自動車検査証（車検証）の写しを添付すること。

- (2) 募集期間終了後、実行委員会（総務部会（飲食・展示担当））において選考の上、各コーナーの出店内定者を決定する。

申込数が募集店舗数を超えた場合等、必要に応じて公開抽選を行う。公開抽選を行う場合は、村山デエダラまつり公式ホームページにて9月4日（金）までに場所と時間を周知する。

- (3) 申込者には、選考の結果を9月17日（木）までに村山デエダラまつり公式ホームページにて掲載する。内定決定後の辞退は認めない。

なお、申込時に提出した「臨時出店届」の内容に変更が生じた場合は、9月30日（水）までに事務局へ届け出ること。

- (4) 実行委員会等の指示に従わない出店希望者（前回までに指示に従わなかった出店者を含む。）については、出店を断るものとする。

10 出店内定者説明会の開催

- (1) 出店内定者説明会には必ず出店責任者が出席すること。なお、出店責任者がやむを得ず出席できない場合は、代理出席も可能とするが、出店者（団体）内で説明内容の周知徹底を図ること。

※ 会場の都合上、出席者は1名とする。

- (2) 出店内定者説明会に欠席した場合は、出店しないものと判断し、出店内定を取り消すものとする。
- (3) 展示即売・PR出店予定者のうち食品を扱う出店者は、飲食販売出店内定者説明会にも必ず出席すること。

ア 飲食販売出店内定者説明会

日 時：9月27日（日） 午前10時～（受付：午前9時45分～）

場 所：中部地区会館401大集会室

内 容：区画の抽選、搬出入の説明、その他注意事項など

イ 展示即売PR出店内定者説明会

日 時：9月27日（日） 午後2時～（受付：午後1時45分～）

場 所：中部地区会館401大集会室

内 容：区画の抽選、搬出入の説明、その他注意事項など

11 出店区画及び面積

- (1) 出店者につき1区画の申込とする。ただし、村山デエダラまつりの開催趣旨や会場演出の必要上などの理由により、実行委員会が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 出店区画の設営（テント、照明設備等）は主催者が準備し、別途持込み物品がある場合には、事前に実行委員会の許可を得て、出店者の負担により対応するものとする。
- (3) 出店区画及び基本設備は、次のとおりとする。

ア テント出店

- (ア) 1区画の大きさは、間口3.6m、奥行2.7mとする。
- (イ) 1区画の基本設備は、テント1張、店名看板1枚、机2台、折りたたみイス2脚及び照明（20Wの豆電球1個）とする。
- (ウ) コンセント1口は、出店申請時に申請のあった場合のみ無料で設置する。電気器具を使用する場合には、使用する器具及び使用電力を正確に記入すること。なお、申請した使用電力数を超えて使用することはできない。
- (エ) 使用電力数は、1区画当たり合計2,000W（100V）以下とし、これを超える場合は、出店者が発電機を用意すること。
- (オ) 発電機はバッテリー型に限るものとし、ガソリン式発電機は禁止とする。
- (カ) 発電機その他の設備は、出店区画内に設置すること。
- (キ) 机及びイスの追加を希望する場合は、有料にて申し込むこと。
- (ク) 搬出時間終了後の電力供給は行わない。

イ 移動販売車出店

- (ア) 1区画の大きさは、幅6.0m、奥行3.5mとする。
- (イ) 車両、販売設備、看板その他の備品は、全て指定された区画内に設置すること。
- (ウ) 電気設備の設置は行わないため、必要な電源は出店者が用意すること。
- (4) 出店区画の位置割当ては、飲食販売コーナー、展示即売・PRコーナー及び移動販売車コーナーとも、出店内定者説明会において抽選を行い決定する。
- (5) 会場設営の都合により、機材（発電機等）が出店区画付近に設置されることがあるが、移動及び撤去は認めない。
- (6) 出店者は、実行委員会の承認なく他の出店者と区画を連結し、共同で営業し、又は一体的な店舗として使用してはならない。

12 販売の範囲

原則として、飲食物の販売及び物品の実演については、区画内で行うこととし、区画外の通路にはみ出しての販売や歩行での販売行為は禁止とする。また、テント及び移動販売車販売窓口正面のみの販売とする。

13 物品の搬出入

- (1) 搬入・搬出は必ず各出店者が行い、経費は出店者の負担とする。
- (2) まつり前日の搬入は、11月13日（金）午前10時から午後4時までの間に速やかに行うこと。
- (3) まつり当日の搬入は、2日間とも午前7時から8時45分までの間とする。
- (4) まつり終了後の搬出は、11月14日（土）午後9時から午後10時まで、15日（日）午後5時30分から午後7時までとする。
※ 撤退時は出店区画及びその周辺を清掃すること。清掃が終了次第、本部に報告し、承認を受けること。
- (5) 搬出入終了後は、使用した車両を速やかに所定の駐車場に駐車すること。
- (6) 会場内の夜間警備は行わないので、出店者の責任において備品の管理をすること。

14 出店のPR

- (1) 出店のPRについては、プログラム及び村山デエダラまつり公式SNS等に掲載するほかは、出店者が自ら行うこととする。
なお、村山デエダラまつり公式SNS等に掲載を希望する場合は、出店内定後に案内する専用フォームから必要事項を入力の上、申し込むこと。
- (2) 会場では拡声装置等の使用は認めるが、他の出店者の迷惑とならないよう音量の配慮をすること。

15 出品物等の管理

出品物及び貴重品等の管理は、出店者の責任において行うこと。

なお、天災、地震その他不可抗力及び出店者の不注意による損害に対しても主催者は

一切その責任を負わない。

16 衛生管理

飲食物の販売を行う出店者は、保健所が許可する取扱食品の範囲を遵守するとともに、食品類の保管及び衛生管理に十分注意を払い、消毒液での手洗いの励行など清潔な環境保持に最善を尽くすこと。

なお、事故等について、主催者は一切その責任を負わない。

17 火気管理

- (1) コンロ等により火気の使用を伴う場合は、火災予防上、周辺物に対して十分な距離をとること。また、火器器具の下には、必ず耐火ボード等の不燃材料を敷くこと。
- (2) 火気を使用する場合は、設計標準使用期限内の消火器を必ず準備すること。腐食又は変形その他異常のないものを使用すること。

なお、事故等について、主催者は一切その責任を負わない。

18 その他

- (1) 実行委員会に提出された書類等は、東京都多摩立川保健所、警視庁東大和警察署、北多摩西部消防署及び立川税務署に提出又は内容について照会をする場合がある。
- (2) 出店に当たっては、環境により良い自動車の利用を行うこと。都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定区域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策区域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子上物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (3) 出店希望者は、出店申込みをした時点で本募集要項に同意したものとする。
- (4) 出店区画内での喫煙行為は禁止する。

【問合せ】

武蔵村山市民まつり実行委員会事務局（総務部会（飲食・展示担当））

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市協働推進部産業観光課内

電話：080-5503-4394